

第 6 章

都市機能・居住を誘導する 区域と誘導施設

- 6-1 居住・都市機能誘導の基本的な考え方
- 6-2 居住誘導区域の設定
- 6-3 都市機能誘導区域の設定
- 6-4 都市機能誘導区域に誘導する施設の検討

6-1 居住・都市機能誘導の基本的な考え方

目指すべき都市の骨格構造の実現するための、居住と都市機能の誘導に関する基本的な考え方を整理しました。

6-1-1 居住の誘導に向けた基本的な考え方

「第12版都市計画運用指針（国土交通省）」（以下、「都市計画運用指針」という。）では、居住誘導区域の基本的な考え方について、以下のとおり示されています。

居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域である。このため、居住誘導区域は、都市全体における人口や土地利用、交通や財政、災害リスクの現状及び将来の見通しを勘案しつつ、居住誘導区域内外にわたる良好な居住環境を確保し、地域における公共投資や公共公益施設の維持運営などの都市経営が効率的に行われるよう定めるべきである。

出典：第12版都市計画運用指針（令和5年7月、国土交通省）

以上を踏まえ、本市における居住誘導区域の考え方を以下のとおりとします。

- 用途地域内において、生活サービスが立地、集積する「中心拠点」に徒歩、自転車または公共交通機関を利用して比較的容易にアクセスできる場所に居住を誘導します。
- 「中心拠点」の周辺に居住を誘導することで、生活サービスの効率的な提供が可能となり、生活サービスの維持にもつながります。

6-1-2 都市機能の誘導に向けた基本的な考え方

（1）都市機能誘導区域に誘導する施設（誘導施設）の考え方

市民の日常生活を支える生活サービスは、商業、医療、福祉、子育て支援、教育、金融、文化等、多岐に渡り、様々な施設が存在します。

それらの多様な施設のうち、市役所や比較的規模の大きな商業施設や医療施設等、市全域からの利用が見込まれる施設については、交通軸により市全域からのアクセスが確保された「中心拠点」へ立地していることが望まれます。

一方、比較的規模が小さいコンビニエンスストア等の商業施設や診療所、幼稚園・保育所等の施設は、施設の周辺に居住する市民が利用する施設であることから、市内の各所に分散して立地していることが望まれます。

以上を踏まえ、本市における誘導施設の考え方を以下のとおりとします。

- 市全域からの利用が見込まれる比較的高次の都市機能を有する施設を誘導施設とします。

（２）都市機能誘導区域の考え方

都市計画運用指針では、都市機能誘導区域の基本的な考え方について、以下のとおり示されています。

原則として、都市機能誘導区域は、居住誘導区域内において設定されるものであり、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供が図られるよう定めるべきである。

出典：第12版都市計画運用指針（令和5年7月、国土交通省）

6-1-2（１）都市機能誘導区域に誘導する施設（誘導施設）の考え方における内容のとおり、生活サービスは多岐に渡ります。都市機能誘導区域にはできるだけ多様な生活サービスが立地、集積していることが重要であり、現在何もない場所に都市機能を誘導してくることは難しく、現実的ではありません。また、都市機能誘導区域に誘導する施設は市全域からの利用が見込まれる施設であることから、公共交通によるアクセス性の高い場所である必要があります。

以上を踏まえ、本市における都市機能誘導区域の考え方を以下のとおりとします。

- 歴史的に本市の中核として都市基盤が整備されてきたことから、市全域から利用される生活サービスが既に一定程度集積しており、今後も復興まちづくりにおいて集中的な投資が見込まれる「中心拠点」に都市機能誘導区域を設定します。

6-2 居住誘導区域の設定

本市では、居住誘導区域の位置付けを踏まえながら、以下の手順に基づき、居住誘導区域を設定します。

STEP 1 : 居住誘導区域に定めることが考えられる区域の抽出

居住の誘導に向けた基本的な考え方を踏まえ、以下の区域を「居住誘導区域に定めることが考えられる区域の検討」として抽出します。

- ①都市機能が集積している区域
- ②公共交通の利便性が高い区域
- ③人口密度が確保されている区域
- ④中心市街地

STEP 2 : 居住誘導区域に含めない区域の抽出

法令等により居住誘導区域に含めないこととされている区域
あるいは慎重に判断を行うことが望ましいとされている区域を抽出します。

- ・浸水想定区域（L2）：浸水深3m以上の区域
- ・浸水想定区域（L2）：家屋倒壊等氾濫想定区域
- ・土砂災害特別警戒区域
- ・土砂災害警戒区域
- ・工業地域

STEP 3 : 居住誘導区域の概ねの範囲の検討

STEP1～STEP2の結果から、本市における「居住誘導区域の概ねの範囲」を検討します。

STEP 4 : 居住誘導区域の設定

STEP3で検討した範囲を基本に、
拠点としての一体性等も考慮しながら、道路・鉄道・河川等の“地形・地物”で
区域を明確に区分し、「居住誘導区域」を設定します。

図 6-1 居住誘導区域の検討フロー

6-2-1 STEP 1：居住誘導区域に定めることが考えられる区域の抽出

都市計画運用指針では、「居住誘導区域に定めることが考えられる区域」として次のような区域が例示されています。

- 都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺の区域
- 都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市の中心拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域
- 合併前の旧町村の中心部等、都市機能や居住が一定程度集積している区域

出典：第12版都市計画運用指針（令和5年7月、国土交通省）

都市計画運用指針において例示されている「居住誘導区域に定めることが考えられる区域」を参考に、居住の誘導に向けた基本的な考え方を踏まえ、以下の区域を居住誘導区域に定めることが考えられる区域として抽出します。

①都市機能が集積している区域

将来に渡って生活サービスを維持していくことから、日常生活の利便性が比較的高い区域として、日常生活での利用が多い生活サービス施設（医療施設・商業施設・金融施設）が徒歩圏内（半径800m）に全て含まれる区域を抽出します。

②公共交通の利便性が高い区域

自家用車に依存せず、多様な交通手段により移動しやすい環境づくりを実現するため、路線バス等の公共交通により、都市の中心拠点へのアクセスが可能な区域として、運行頻度の高い（1日20本以上）、「バス停の徒歩圏（半径400m）」の区域を抽出します。

③都市基盤が整備されている区域

都市基盤（公共下水道）が整備されている区域は一定の居住環境が整備されているため、居住誘導区域に含める区域として抽出します。

居住誘導区域は用途地域内において設定し、上記の①または②を満たす区域のうち、③に含まれる区域を「居住誘導区域に定めることが考えられる区域」として設定します。

(1) 都市機能が集積している区域

日常生活での利用が多い生活サービス施設（医療施設・商業施設・金融施設）が徒歩圏内（半径 800m、医療施設は 500m）に全て含まれる区域を抽出します。

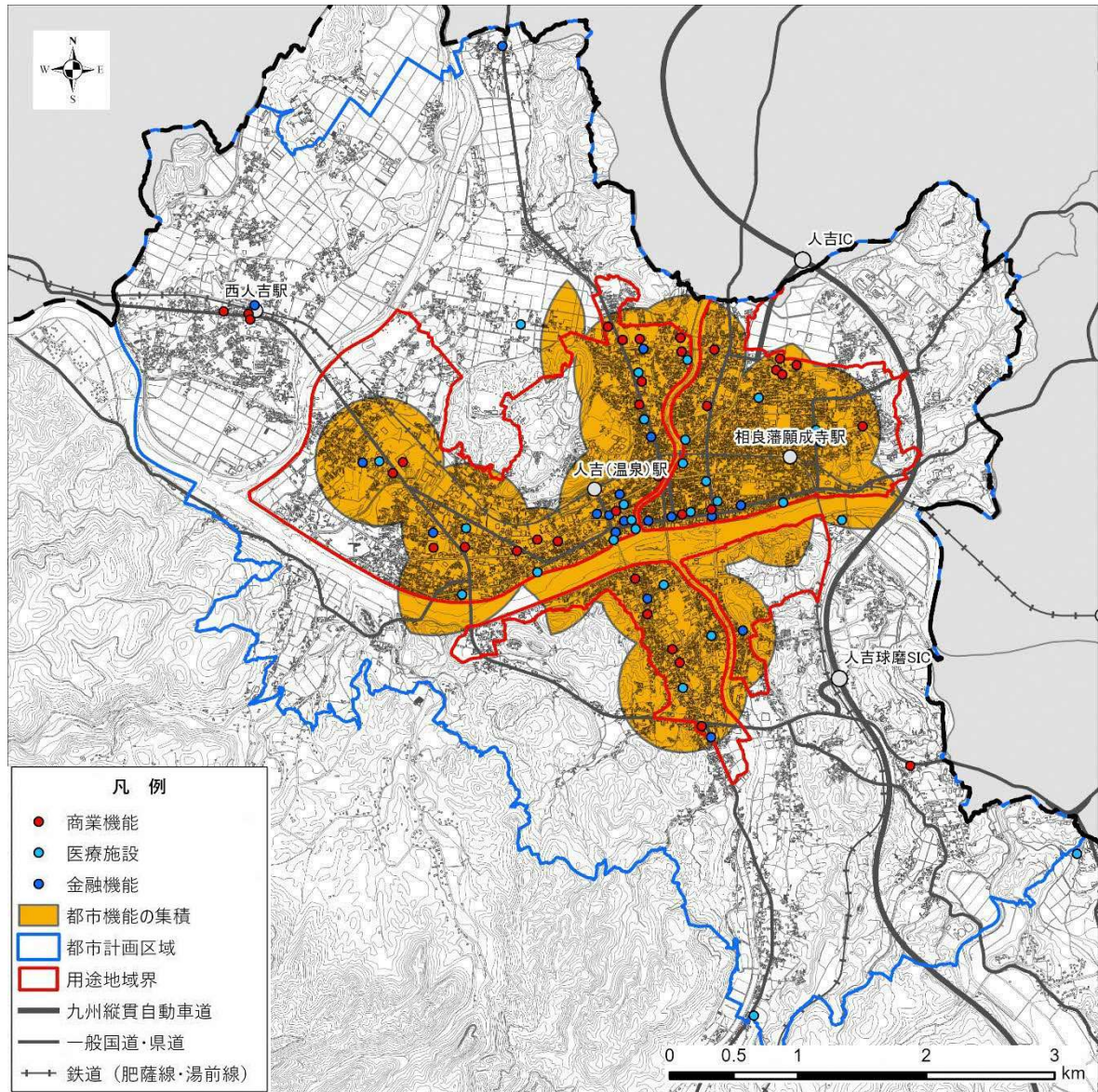


図 6-2 都市機能が集積している区域

(2) 公共交通の利便性が高い区域

路線バス等の公共交通の運行頻度の高い（1日20本以上）、「バス停の徒歩圏（半径400m）」の区域を抽出します。

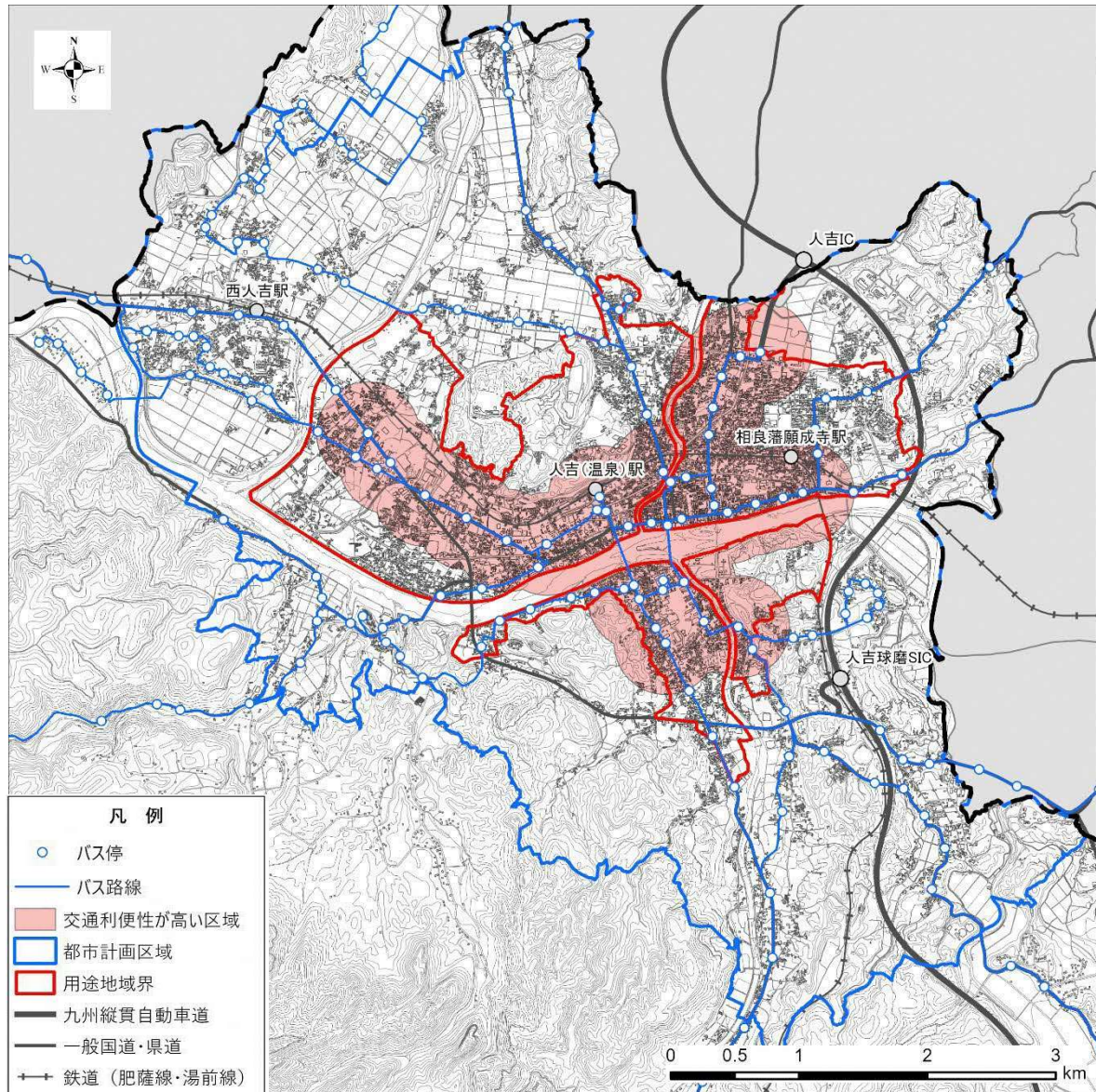


図 6-3 公共交通の利便性が高い区域

(3) 都市基盤が整備されている区域

一定の居住環境が整備されている区域として、都市基盤が整備されている区域（公共下水道事業計画区域）を居住誘導区域に含める区域として抽出します。

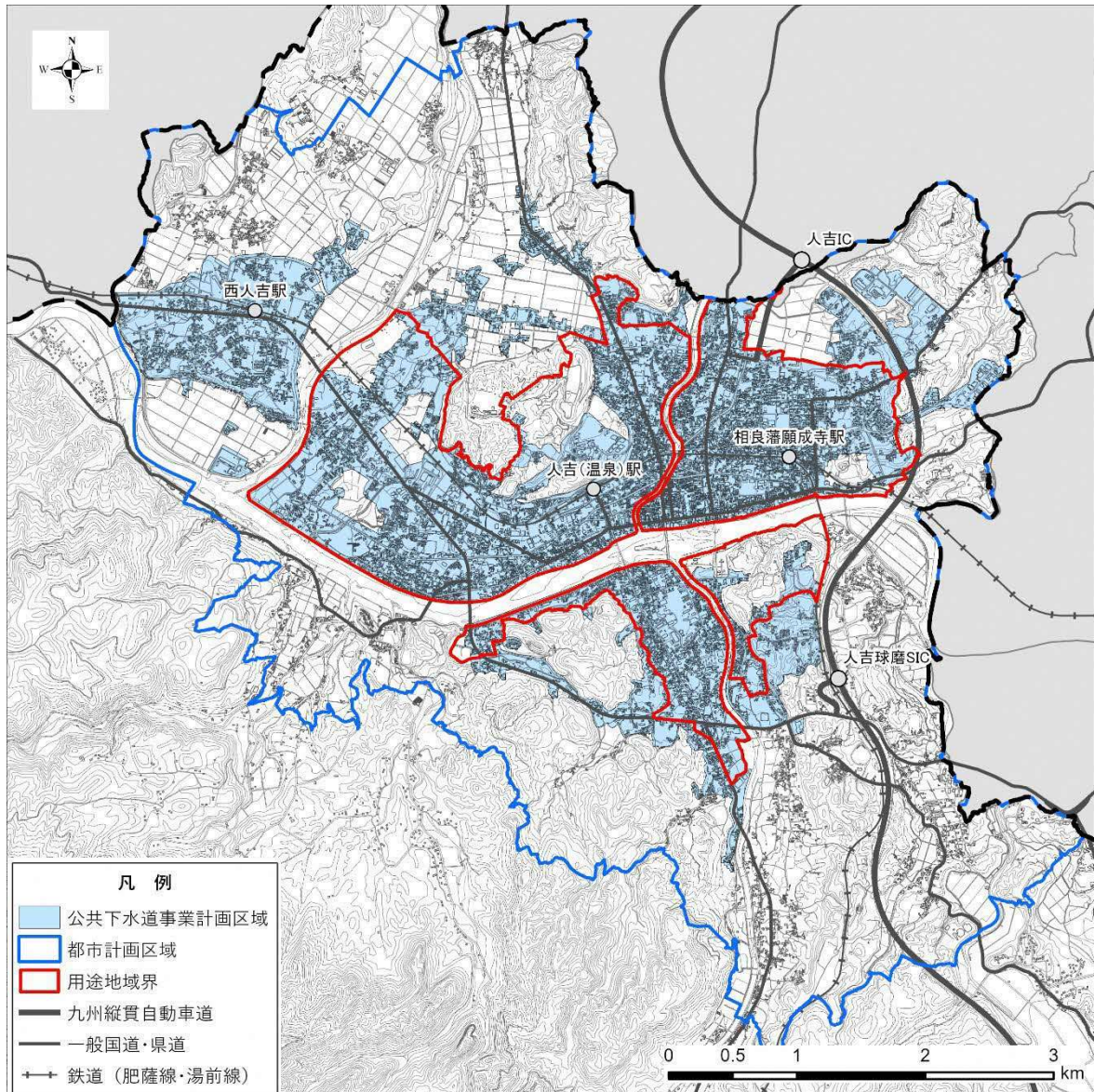


図 6-4 都市基盤が整備されている区域

(4) 居住誘導区域に定めることが考えられる区域

(1) または (2) のどちらかを満たす区域のうち、(3) を満たす区域を「居住誘導区域に定めることが考えられる区域」として設定します。

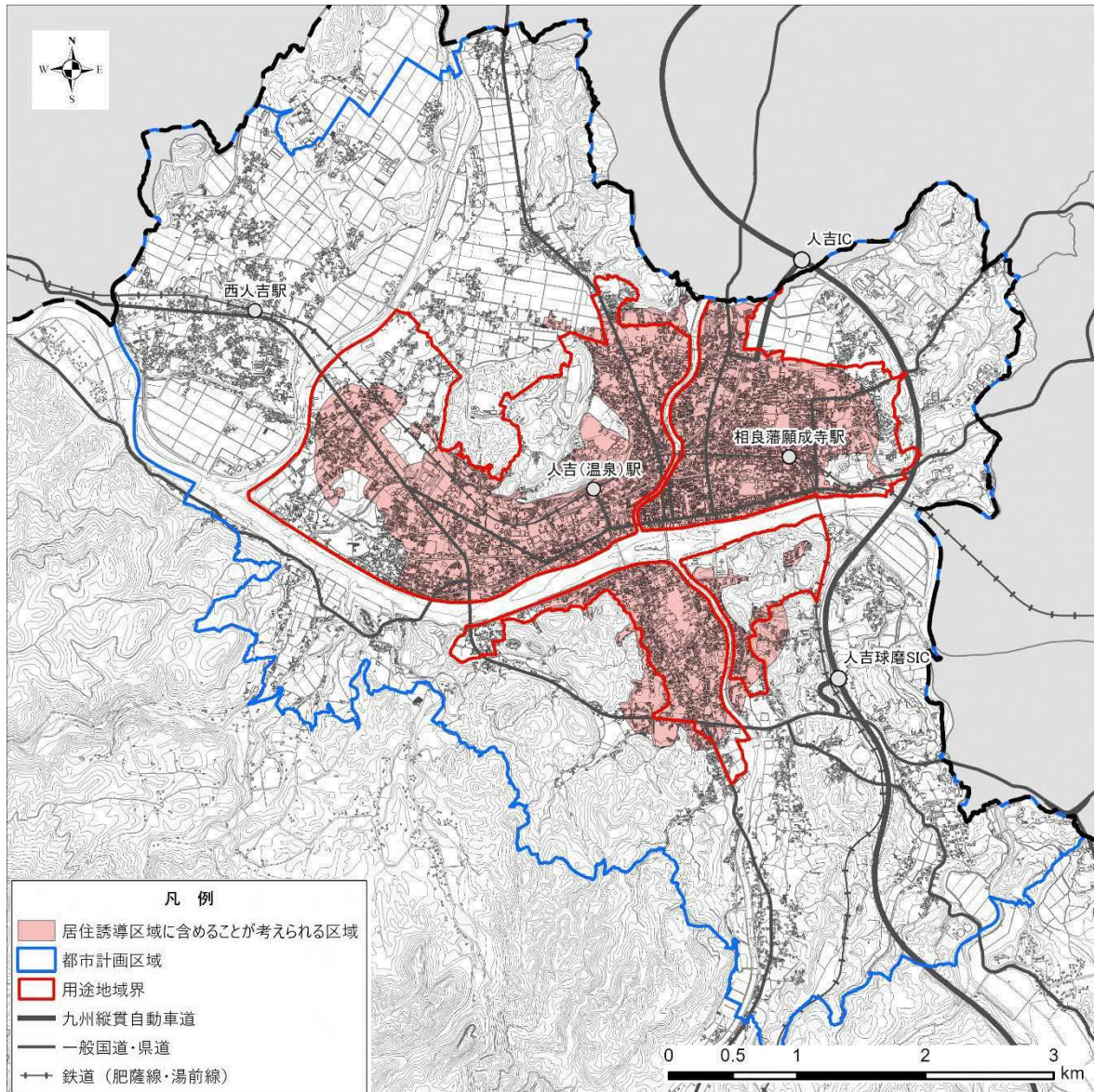


図 6-5 居住誘導区域に定めることが考えられる区域

6-2-2 STEP 2：居住誘導区域に含めない区域の抽出

都市計画運用指針を踏まえ、本市の居住誘導区域に含めない区域についての方針を整理し、居住誘導区域から除外します。

表 6-1 居住誘導区域に含めない区域

①居住誘導区域に含まないこととされている区域	- ア 都市計画法に規定する市街化調整区域 - イ 建築基準法に規定する災害危険区域のうち、条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域 - ウ 農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域又は農地法に掲げる農地若しくは採草放牧地の区域 - エ 自然公園法に規定する特別地域、森林法の規定により指定された保安林の区域、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域若しくは特別地区、森林法により告示・指定された保安林予定森林の区域、保安施設地区、保安施設地区に予定された地区 - オ 地すべり等防止法に規定する地すべり防止区域 - カ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に規定する急傾斜地崩壊危険区域 - キ 土砂災害特別警戒区域 - ク 特定都市河川浸水被害対策法に規定する浸水被害防止区域
②原則として居住誘導区域に含まないこととすべき区域	- ア 津波災害特別警戒区域 - イ 災害危険区域（①イに掲げる区域を除く。）
③居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域	- ア 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に規定する土砂災害警戒区域 - イ 津波防災地域づくりに関する法律に規定する津波災害警戒区域 - ウ 水防法に規定する浸水想定区域 - エ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に規定する基礎調査、津波防災地域づくりに関する法律に規定する津波浸水想定における浸水の区域及びその他の調査結果等により判明した災害の発生のおそれのある区域
④居住誘導区域に含めることについては慎重に判断を行うことが望ましい区域	- ア 用途地域のうち工業専用地域、流通業務地区等、法令により住宅の建築が制限されている区域 - イ 特別用途地区、地区計画等のうち、条例により住宅の建築が制限されている区域 - ウ 過去に住宅地化を進めたものの居住の集積が実現せず、空地等が散在している区域であって、人口等の将来見通しを勘案して今後は居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域 - エ 工業系用途地域が定められているものの工場の移転により空地化が進展している区域であって、引き続き居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域

第12版都市計画運用指針 P39（令和5年7月 国土交通省）に基づき作成

本市における居住誘導区域に含めない区域についての方針は以下のとおりとします。

表 6-2 本市の居住機能誘導区域に含めない区域の考え方

	区域	本市における方針
①居住誘導区域に含まないこととされている区域	市街化調整区域	該当なし
	災害危険区域のうち、住居用建築物の建設が禁止されている区域	該当なし
	農業振興地域農用地	用途地域内の指定なし
	自然公園特別地域	用途地域内の指定なし
	保安林	用途地域内の指定なし
	原生自然環境保全地域	該当なし
	地すべり防止区域	居住誘導区域に含めない
	急傾斜地崩壊危険区域	居住誘導区域に含めない
	土砂災害特別警戒区域	居住誘導区域に含めない
	浸水被害防止区域	該当なし
②原則として居住誘導区域に含まないこととすべき区域	津波災害特別警戒区域	該当なし
	災害危険区域	該当なし
③居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域も含め、居住誘導区域に含めない
	津波災害警戒区域	該当なし
	浸水想定区域	浸水深 3.0m以上の区域は居住誘導区域に含めない (L1)
		浸水深 10.0m以上の区域は居住誘導区域に含めない (L2)
	災害の発生の恐れのある区域	該当なし
④居住誘導区域に含めることについては慎重に判断を行うことが望ましい区域	用途地域のうち住宅の建築が制限されている区域	該当なし
	地区計画等のうち条例により住宅の建築が制限されている区域	該当なし
	工業系用途地域	工業地域は居住誘導区域に含めない

3-1-3 復興まちづくり計画を踏まえた本計画の考え方で示したとおり、本計画は、球磨川水系流域治水プロジェクトが完了し、令和2年7月豪雨と同規模の洪水に対する浸水被害の軽減が図られることを前提に検討しますが、流域治水プロジェクトの完了までには今後とも時間を要します。そのため、完了までに想定される洪水リスクとして、計画規模（L1）の降雨による洪水浸水想定区域を確認したところ、洪水浸水想定区域内には居住や都市機能が集積する場所が含まれていることが明らかになりました。

本市の歴史や形成過程、まちづくりの経緯を踏まえると、洪水浸水想定区域をすべて居住誘導区域から除外することは現実的ではないことから、災害リスク情報の周知をはじめとする防災対策の充実を図ることを条件に、洪水浸水想定区域についても居住誘導区域に含めることとします。ただし、浸水深3.0m以上では住宅の1階部分が水没し、2階以上への垂直避難が困難となるため、浸水深3.0m以上の区域は居住誘導区域に含めないこととします。

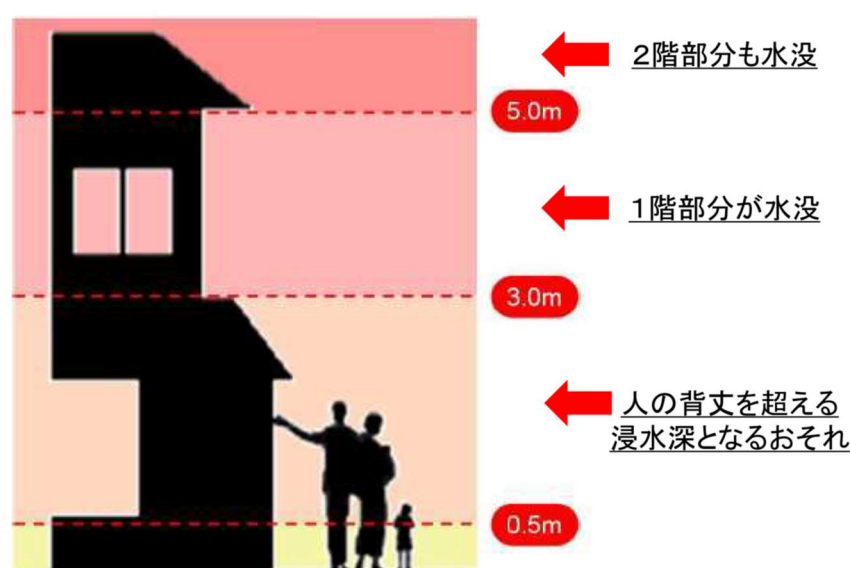


図 6-6 浸水深と人的被害のリスク

出典：立地適正化計画作成の手引き（令和5年11月改訂 国土交通省）

なお、球磨川水系では想定最大規模（L2）の降雨に対する洪水浸水想定区域についても作成・公表されているものの、以下の点を踏まえ、居住誘導区域については計画規模（L1）の降雨による洪水浸水想定区域に基づき検討を行いました。

- ・ 計画規模（L1）の降雨は、想定最大規模（L2）の降雨と比較して発生頻度が高く、計画規模（L1）の降雨による洪水浸水想定区域は相対的に災害リスクが高いこと。
- ・ 想定最大規模（L2）の降雨による洪水浸水想定区域は、今後流域治水プロジェクトが完了したとしても、浸水する範囲が大幅に解消されるものではないこと。
- ・ 想定最大規模（L2）の降雨による洪水に対しては、ハード整備ではなく、避難等のソフトの取組が主な対策になると思われること。

一方で、計画規模（L1）の降雨による洪水浸水想定区域のうち、浸水深が3.0m以上の区域では、甚大な被害の発生が予測されるため、これらの区域も居住誘導区域に含めないこととします。ただし、垂直避難等で安全の確保が見込まれる地域を除きます。

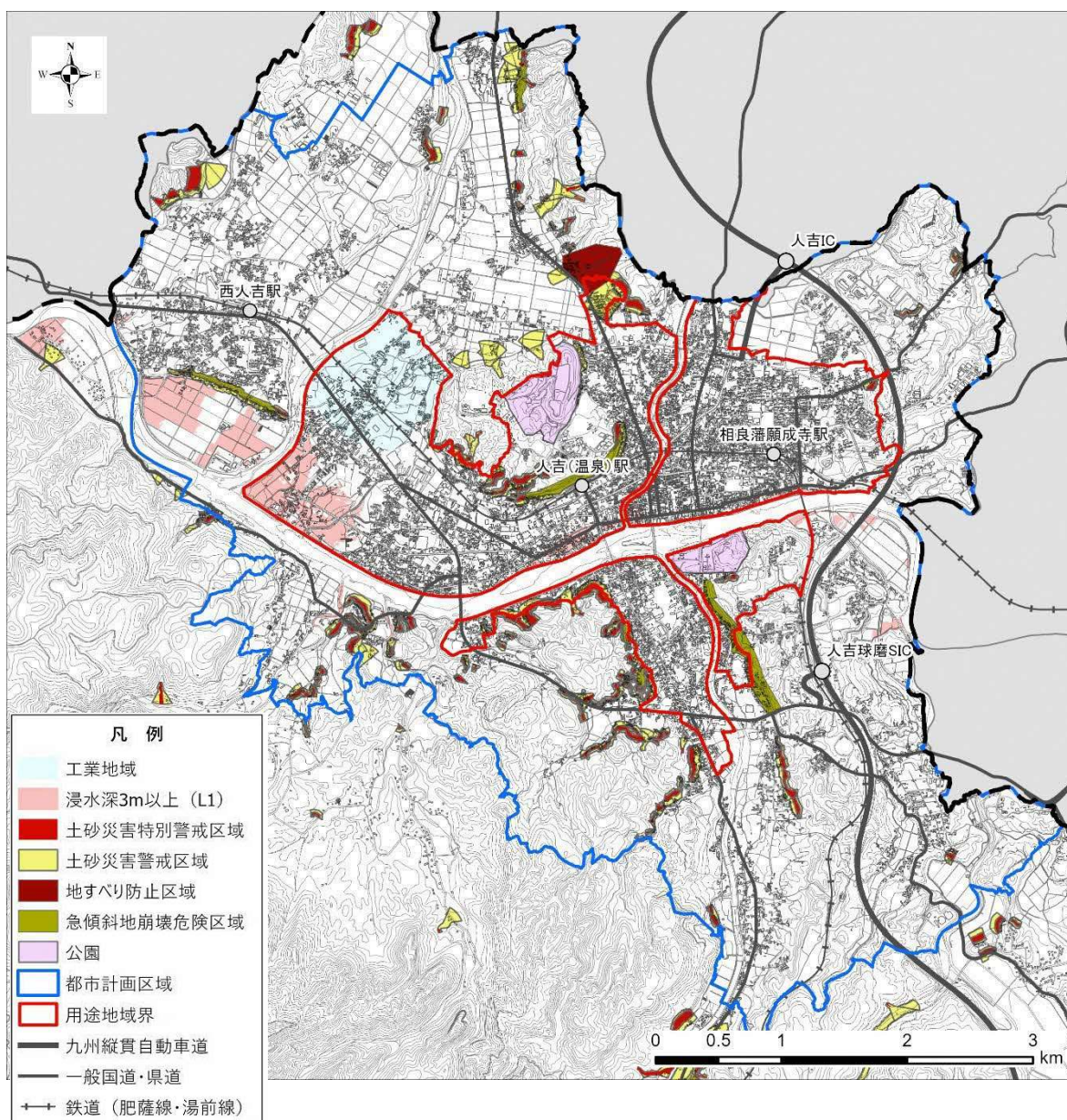


図 6-7 居住誘導区域に含めない区域

6-2-3 STEP3：居住誘導区域の概ねの範囲の設定

STEP1～STEP2の結果から、本市における「居住誘導区域の概ねの範囲」を検討します。

用途地域外の河川については居住が想定されない区域であるため、居住誘導区域の概ねの範囲から除外します。

居住誘導区域の概ねの範囲の面積：560.9ha（用途地域に占める割合：68.8%）

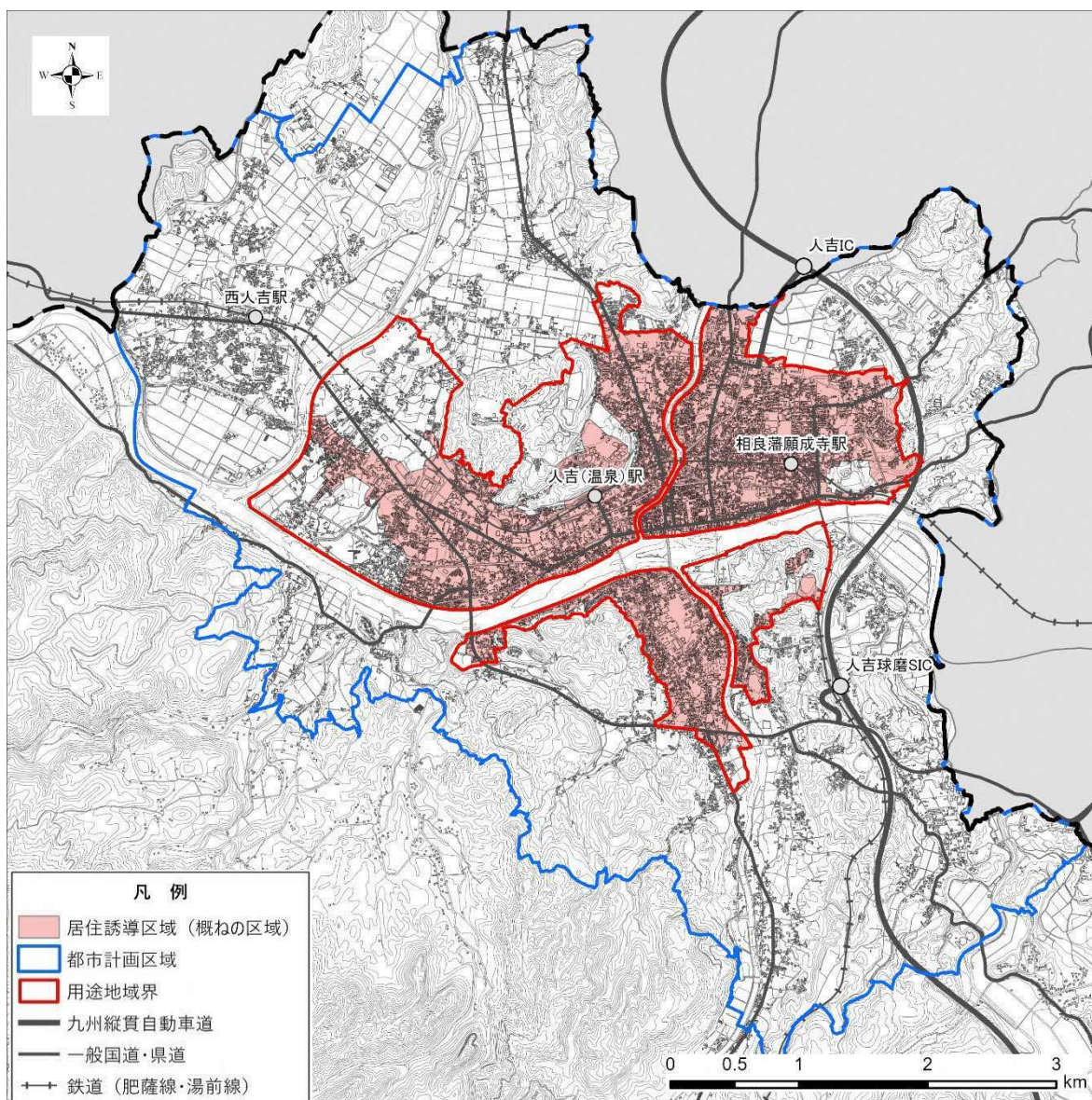


図 6-8 居住誘導区域の概ねの範囲

6-2-4 STEP4：居住誘導区域の設定

STEP3 で検討した範囲を基本に、拠点としての一体性等も考慮しながら、地形・地物（道路・鉄道・河川等）で区域を明確に区分し、「居住誘導区域」を設定します。

居住誘導区域の面積：543.0ha（用途地域に占める割合：66.7%）

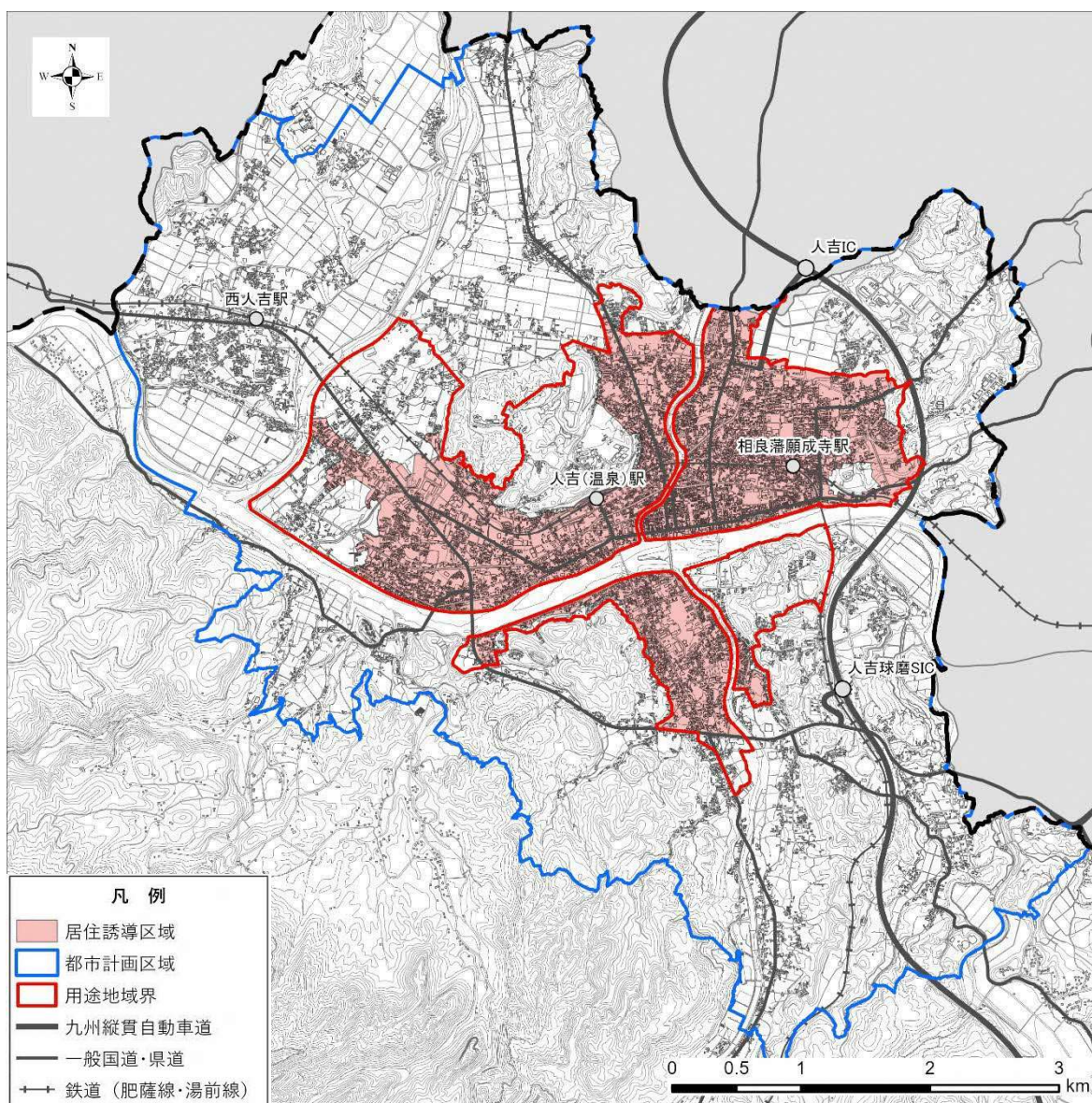


図 6-9 居住誘導区域

6-2-5 居住誘導準備区域の検討

西人吉駅周辺の区域は、現時点では用途地域の指定がなく、公共交通の利便性が低いことから、本計画における居住誘導区域の設定要件を満たしていません。しかし、人口や都市機能の集積が見られ、開発行為も発生していることから、今後も一定の人口の集積が予測されます。また、下水道区域等の都市基盤が整備されており、洪水に対する危険性が低いことから居住に適した区域といえます。

以上を踏まえ、本計画では西人吉駅周辺を「居住誘導準備区域」とし、今後、用途地域の指定等の都市計画の見直しや公共交通機関の利便性の向上などを前提に、将来的に居住誘導区域への編入を検討する区域として位置付けます。

以下に居住誘導準備区域の概ねの範囲を示します。

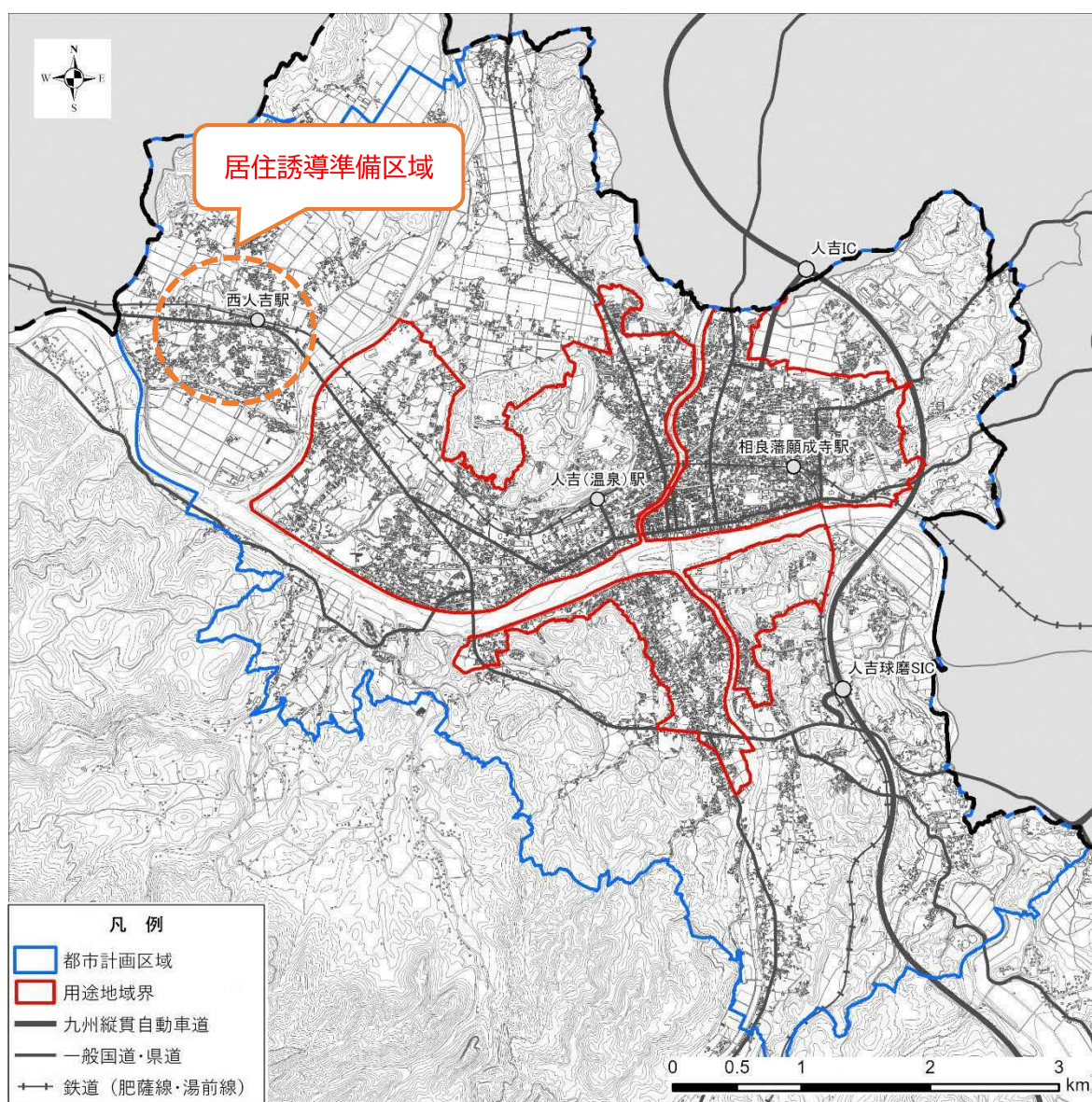


図 6-10 居住誘導準備区域の概ねの範囲

6-3 都市機能誘導区域の設定

都市機能誘導区域の位置付けを踏まえながら、以下の手順に基づき、都市機能誘導区域を設定します。

STEP 1 : 居住誘導区域の確認

都市機能誘導区域は、原則居住誘導区域内に設定することとされているため、6-2で設定した居住誘導区域を確認します。

STEP 2 : 都市機能誘導区域に定めることが考えられる区域の抽出

都市機能の誘導に向けた基本的な考え方を踏まえ、以下の区域を「都市機能誘導区域に定めることが考えられる区域の検討」として抽出します。

- ①都市機能が集積している区域
- ②中心市街地

STEP 3 : 都市機能誘導区域に含めない区域の抽出

都市機能誘導区域は居住誘導区域と重複して設定を行うため、法令等により居住誘導区域に含めないこととされている区域 あるいは慎重に判断を行うことが望ましいとされている区域を抽出します。

- ・ 浸水想定区域（L2）：浸水深3m以上の区域
- ・ 浸水想定区域（L2）：家屋倒壊等氾濫想定区域
- ・ 土砂災害特別警戒区域
- ・ 土砂災害警戒区域
- ・ 工業地域

STEP 4 : 都市機能誘導区域の概ねの範囲の検討

STEP1～STEP3の結果から、本市における「都市機能誘導区域の概ねの範囲」を検討します。

STEP 5 : 都市機能誘導区域の設定

STEP4で検討した範囲を基本に、拠点としての一体性等も考慮しながら、道路・鉄道・河川等の“地形・地物”で区域を明確に区分し、「都市機能誘導区域」を設定します。

図 6-11 都市機能誘導区域の検討フロー

6-3-1 STEP 1：居住誘導区域の確認

都市計画運用指針では、都市機能誘導区域は、原則居住誘導区域内に設定することとされているため、6-2で設定した居住誘導区域を確認します。

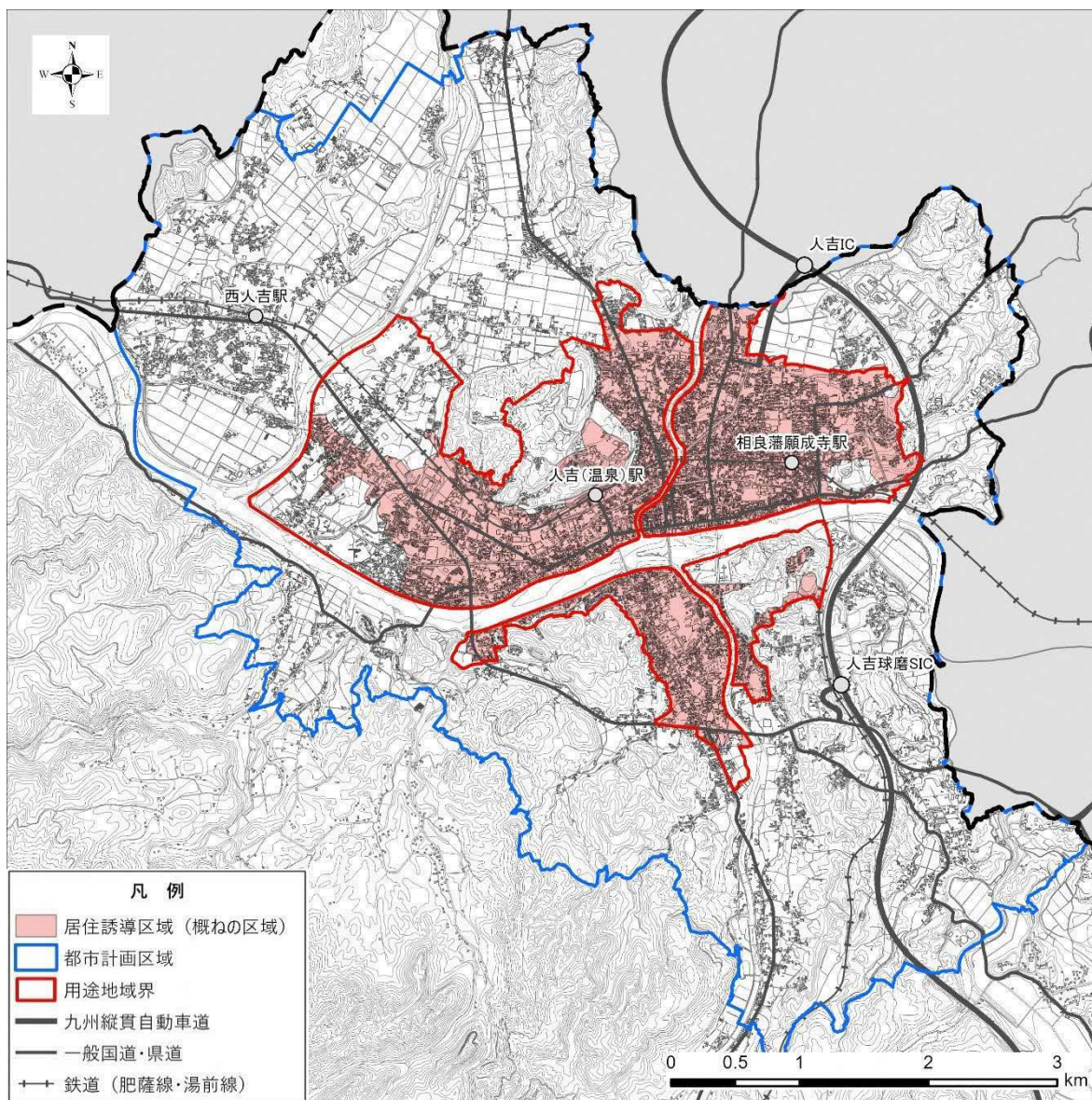


図 6-12 居住誘導区域の概ねの範囲

6-3-2 STEP 2：都市機能誘導区域に定めることが考えられる区域の抽出

出

都市計画運用指針では、「都市機能誘導区域に定めることが考えられる区域」として次のような区域が例示されています。

都市全体を見渡し、鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域や、周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域

出典：第12版都市計画運用指針（令和5年7月、国土交通省）

都市計画運用指針において例示されている「都市機能誘導区域に定めることが考えられる区域」を参考に、都市機能の誘導に向けた基本的な考え方を踏まえ、以下の区域を都市機能誘導区域に定めることが考えられる区域として抽出します。

① これまでのまちづくりの蓄積がある区域

「人吉市中心市街地活性化基本計画」における中心市街地は、「地域の都心機能を高めることで、地域住民により高度な情報サービスと生活利便性の提供が可能となる」エリアの実現を目指して取組を進めてきました。これは都市機能誘導区域の考え方と合致していることから、中心市街地を都市機能誘導区域に定めることが考えられる区域として抽出します。

② 都市機能が集積している区域

本市の行政機能の中核である市役所と、都市計画マスタープランにおいて「文化・交流拠点」と位置付けている人吉スポーツパレス、カルチャーパレスは、日常生活における重要な施設です。日常生活に必要な各種サービスの効率的な提供を図るため、市役所および人吉スポーツパレス、カルチャーパレスの周辺に商業、医療、福祉等の都市機能を誘導・集約する観点から、都市機能（行政施設、商業施設、医療施設、金融施設、通所介護施設、子育て支援施設）が徒歩圏内（半径800m、通所介護施設は半径500m）に全て含まれる区域を抽出します。

上記の①または②を満たす区域を「都市機能誘導区域に定めることが考えられる区域」として設定します。

(1) これまでのまちづくりの蓄積がある区域

「人吉市中心市街地活性化基本計画」における中心市街地を都市機能誘導区域に定めることが考えられる区域として抽出します。

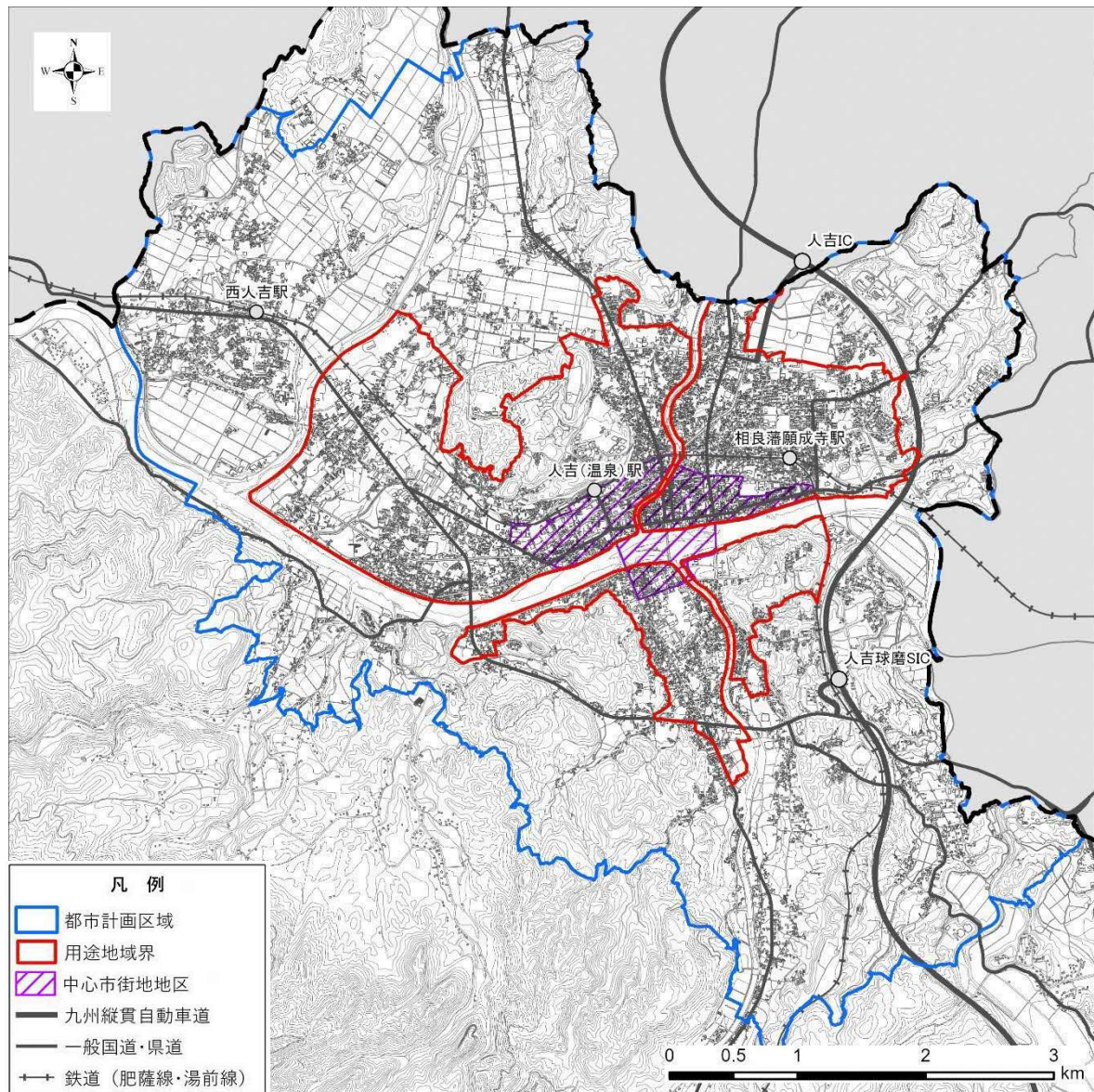


図 6-13 中心市街地

(2) 都市機能が集積している区域

市役所および人吉スポーツパレス、カルチャーパレスを中心に、都市機能（行政施設、商業施設、医療施設、金融施設、通所介護施設、子育て支援施設）が徒歩圏内（半径 800m、通所介護施設は半径 500m）に全て含まれる区域を抽出します。

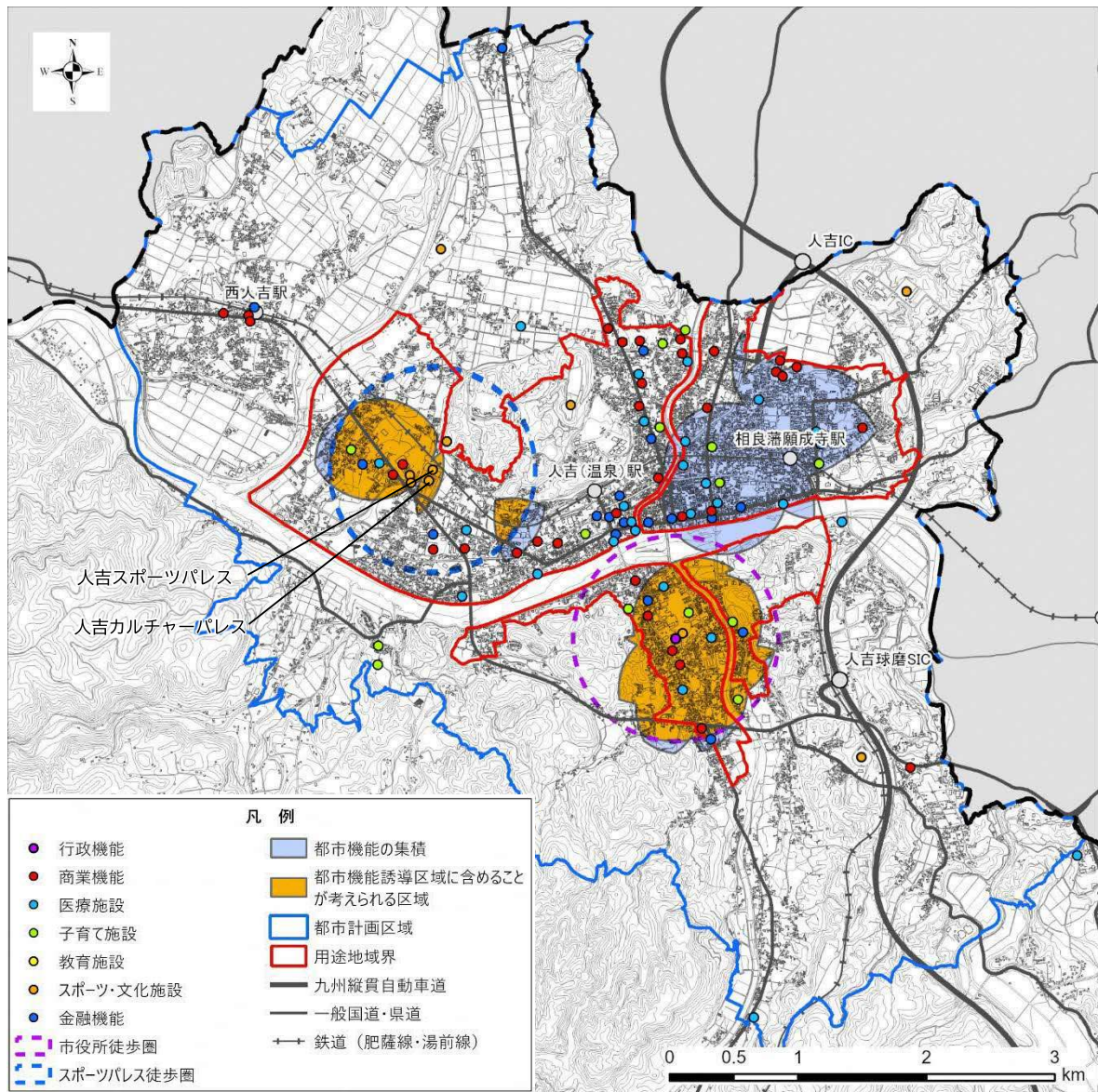


図 6-14 都市機能が集積している区域

(3) 都市機能誘導区域に定めることが考えられる区域

(1) または (2) を満たす区域を「都市機能誘導区域に定めることが考えられる区域」として設定します。

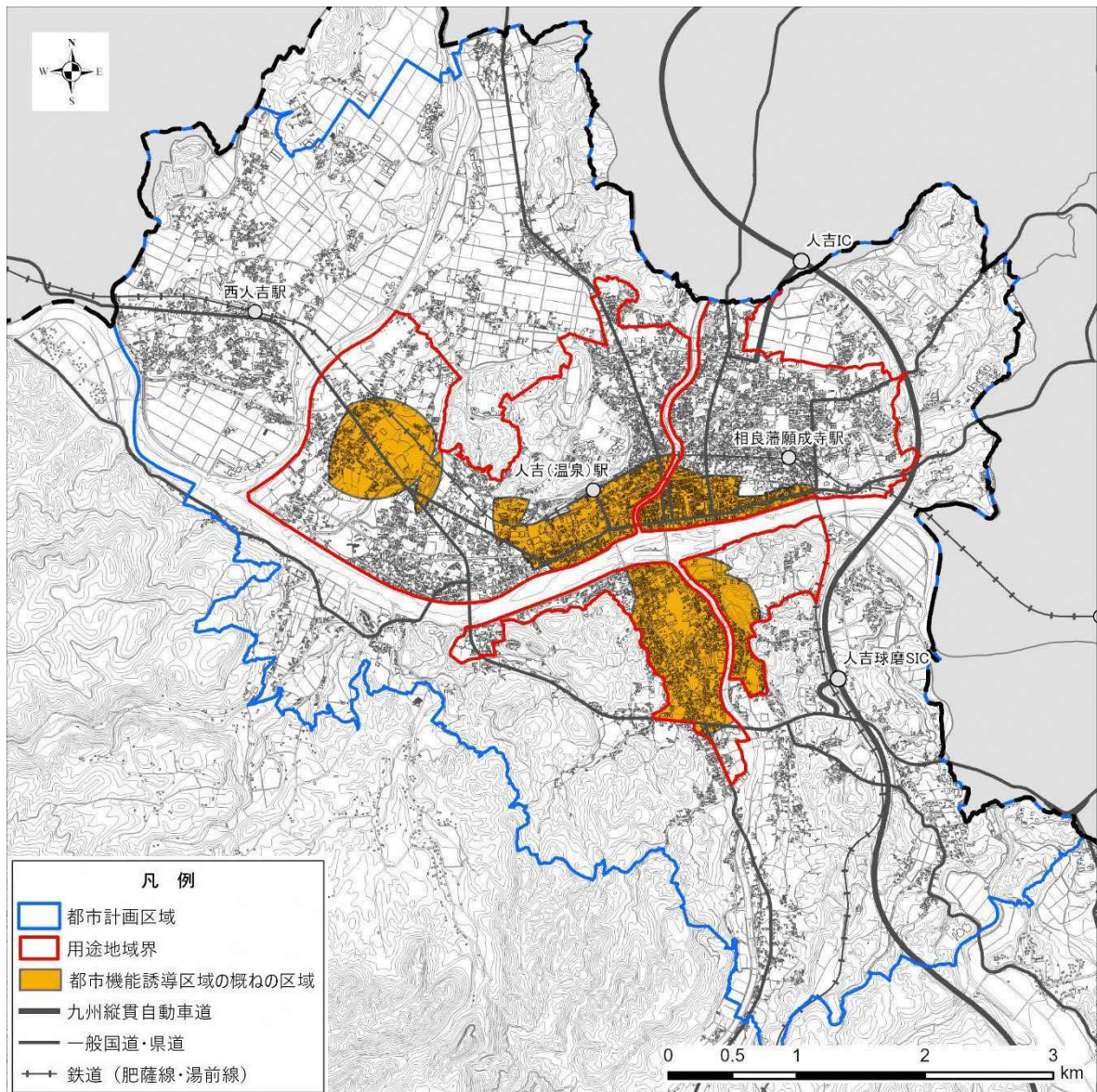


図 6-15 都市機能誘導区域に定めることが考えられる区域

6-3-3 STEP3：都市機能誘導区域に含めない区域の抽出

都市機能誘導区域は居住誘導区域と重複して設定を行うため、法令等により居住誘導区域に含めないこととされている区域あるいは慎重に判断を行うことが望ましいとされている区域を抽出します。

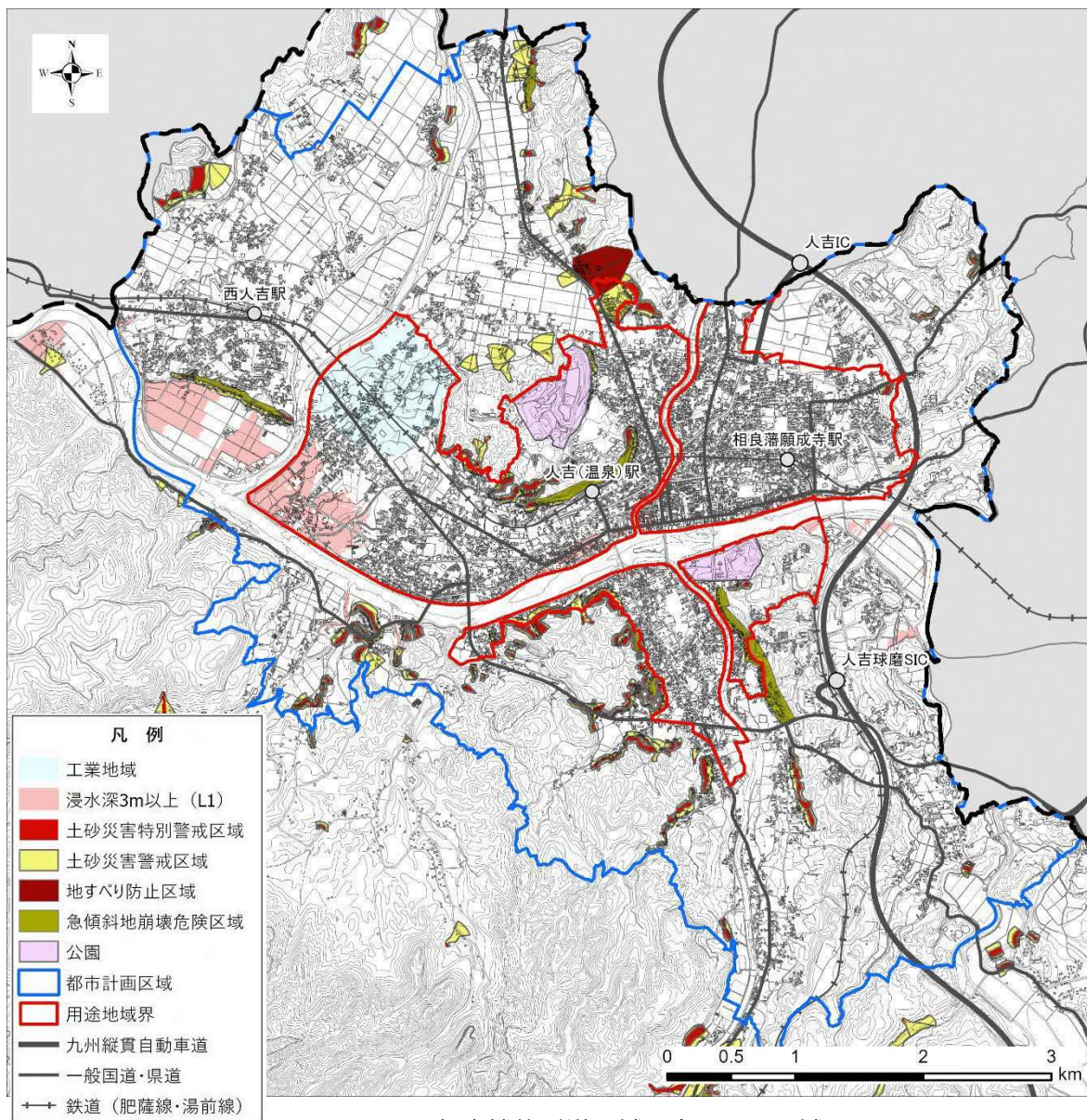


図 6-16 都市機能誘導区域に含めない区域

6-3-4 STEP 4：都市機能誘導区域の概ねの範囲の設定

STEP1～STEP3の結果から、本市における「都市機能誘導区域の概ねの範囲」を検討します。

都市機能誘導区域の概ねの範囲の面積：200.4ha（用途地域に占める割合：24.0%）

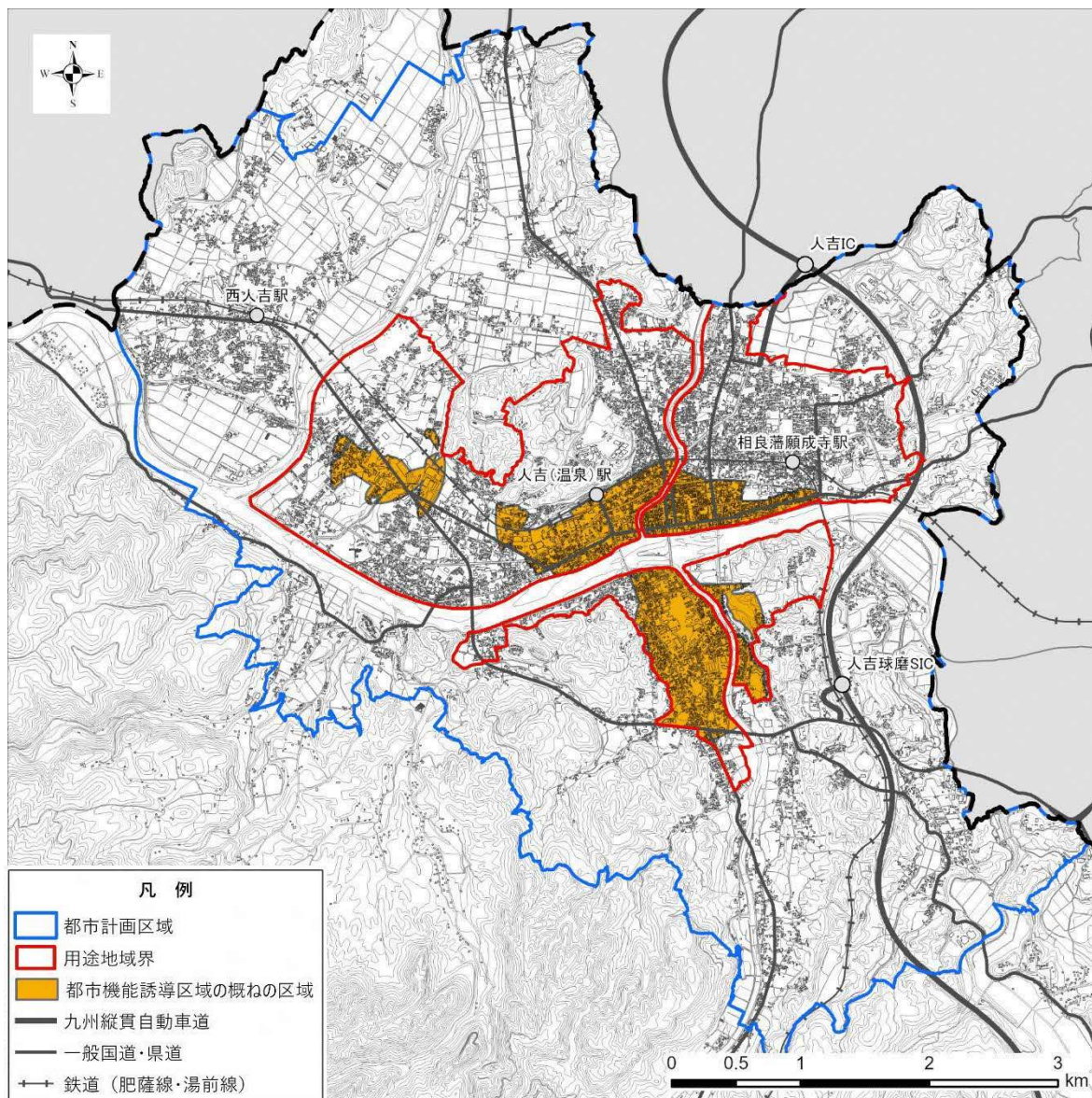


図 6-17 都市機能誘導区域の概ねの範囲

6-3-5 STEP5：都市機能誘導区域の設定

STEP5 で検討した範囲を基本に、拠点としての一体性等も考慮しながら、地形・地物（道路・鉄道・河川等）で区域を明確に区分し、「都市機能誘導区域」を設定します。

都市機能誘導区域の面積：186.5ha（用途地域に占める割合：22.9%）

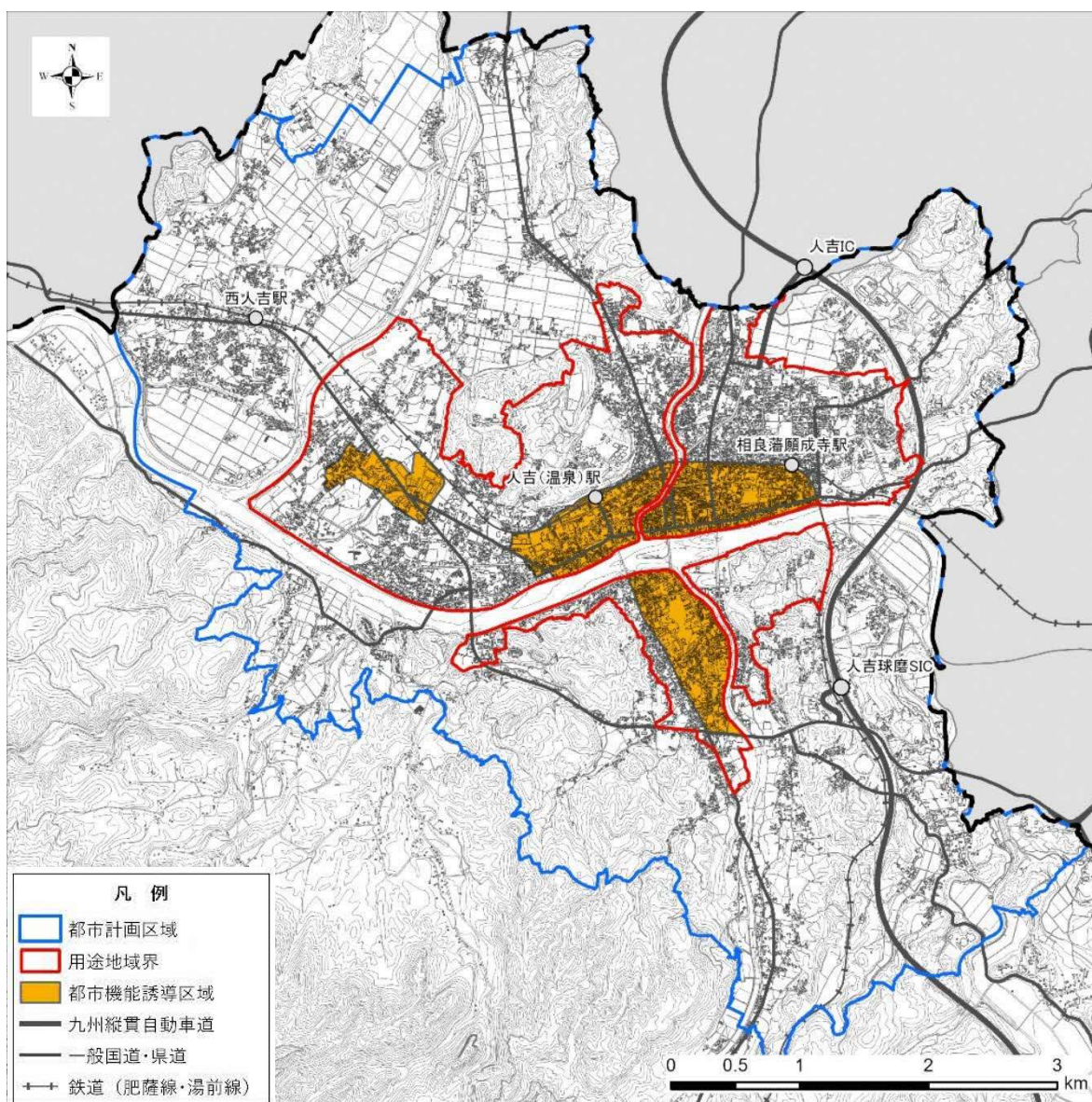


図 6-18 都市機能誘導区域

6-4 都市機能誘導区域に誘導する施設の検討

6-4-1 誘導施設の設定方針

6-1-2 都市機能の誘導に向けた基本的な考え方で示したとおり、生活サービス施設については、誘導施設として都市機能誘導区域に誘導する施設と、積極的な誘導の対象とはせず、市内に分散して立地することが望ましい施設に区分し、今後の施設立地をコントロールしていきます。

なお誘導施設は、新たに誘導の対象となる、現状では立地していない施設だけでなく、既に都市機能誘導区域内に立地している施設についても、今後の維持を図る観点から誘導施設として位置付けます。

6-4-2 誘導施設の設定

誘導施設の設定方針を踏まえ、誘導施設を以下のとおり設定します。また誘導施設の選定の考え方と施設の定義を示します。

表 6-3 誘導施設候補と選定した誘導施設

都市機能	施設の名称	誘導施設の選定	配置の考え方
行政機能	市役所本庁舎	○	市役所本庁舎は本市の行政機能の中核を担っており、市全域から市民が利用する施設であることから、誘導施設として設定します。
商業機能	大規模小売店舗 (1,000m ² 超)	—	大型の商業施設は、市全域から市民が利用する施設ですが、現状立地を考慮し、誘導施設に設定しません。
	スーパーマーケット	—	食品を取り扱うスーパーマーケットは日常生活に欠かせない施設であり、市内各地の生活利便性を維持する観点から、誘導施設に設定しません。
介護福祉機能	社会福祉施設等	○	各種老人ホームや地域包括支援センター、そして障がい者支援施設等(以下社会福祉施設等)は、高齢化が進む中で持続可能なまちづくりを目指すうえで必要な施設であるため、誘導施設として設定します。
医療機能	病院	○	病院は、市全域および周辺地域からも利用される施設であることから、誘導施設として設定します。
	診療所(内科)	—	診療所は、身近な医療施設として、市内各所に分散的に立地していることが望ましいため、誘導施設に設定しません。
子育て支援機能	こども家庭センター (令和6年4月1日施工)	○	こども家庭センターは、健やかなこどもを生み育てるための各種の相談に応じる施設であり、定住促進にも資する施設であることから、誘導施設として設定します。
	認定こども園、保育園、幼稚園	—	認定こども園、保育園、幼稚園は、主に施設周辺の住民が利用する施設であり、市内各所に分散的に立地していることが望ましいため、誘導施設に設定しません。
金融機能	郵便局	—	郵便局は、主に周辺の住民が利用する施設であり、誘導施設に設定しません。
	銀行、信用組合、信用金庫、労働金庫	○	銀行、信用組合、信用金庫、労働金庫は、市全域および周辺地域からも利用される施設であることから、誘導施設として設定します。
スポーツ・文化機能	図書館・文化ホール	○	図書館・文化ホールは、市民の文化、生涯学習、交流活動の場であり、広域からの利用を前提としていることから、誘導施設として設定します。

都市機能	施設の名称	誘導施設の 選定	配置の考え方
	体育館・武道場	○	体育館・武道場は、市民のスポーツ活動の中心的役割を果たす施設であり、広域からの利用を前提としていることから、誘導施設として設定します。
	地域のスポーツ施設 (運動場等)	—	地域のスポーツ施設は、現状の立地を考慮し、誘導施設に設定しません。

6-4-3 誘導施設の定義

前節で設定した誘導施設の具体的な定義は以下のとおりです。

表 6-4 誘導施設の定義

施設の名称	定義(法令など)
市役所本庁舎	地方自治法
社会福祉施設等	老人福祉法 介護保険法
病院	医療法
こども家庭センター	母子保健法 児童福祉法
銀行、信用組合、信用金庫、労働金庫	銀行:銀行法 信用組合:中小企業等協同組合法および協同組合による金融事業に関する法律 信用金庫:信用金庫法 労働金庫:労働金庫法
図書館・文化ホール	図書館:図書館法 人吉市カルチャーパレス条例
体育館・武道場	人吉市体育施設条例